

平成 21-22 年度『小学国語』年間学習指導計画作成にあたって

平成 20 年 6 月 13 日に新しい学習指導要領への移行措置が発表されました。平成 23 年度からの新学習指導要領完全実施に向けて、平成 21、22 年度が移行措置の期間となります。

小学国語科においては、学校の判断で新学習指導要領の規定を先行実施することもできるとされています。

このたび、学習指導計画の作成にあたって参考にしていただけるよう、指導計画案を作成しました。お役に立てば幸いです。

移行措置に関する告示

文部科学省告示第98号(抜粋)

2 国語

平成 21 年度及び平成 22 年度の第 1 学年から第 6 学年までの国語の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第 2 章第 1 節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第 2 章第 1 節の規定によることができる。ただし、現行小学校学習指導要領による場合には、平成 22 年度の第 3 学年の国語の指導に当たっては、新小学校学習指導要領第 2 章第 1 節第 2 の〔第 3 学年及び第 4 学年〕の 2〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕(1)ウ(ア)に規定する事項を加えるものとする。

国語科移行措置の要旨

- * 平成21年度から、新指導要領によることもできる。
- * 現行の指導要領による場合は、平成22年度において「ローマ字」指導を第3学年で行う。

【留意点】

「ローマ字」の指導にあたっては、現行の学習指導要領では第4学年で扱われていますが、新学習指導要領では第3学年の扱いとなっています。移行措置期間中、現行学習指導要領による場合は、平成22年度に第3学年でローマ字の指導をしておかないと未履修となりますので、ご注意ください。

移行措置期間中の授業時数について

- * 小学校国語科においては、移行措置期間中の授業時数の変更はありません。